

公益財団法人水戸市スポーツ振興協会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会（以下「協会」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員、顧問及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、顧問及び評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、通勤手当及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬の額は、別表第1の規定によるものとする。
- 3 常勤役員の報酬は、月ごとに支払うものとし、1年間の報酬額を12で除した額を毎月21日に現金で支給する。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い金融機関の休業日でない日を支給日とする。
- 4 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給し、年度途中から就任した場合又は病欠その他の事由により長期欠勤した場合の報酬額は、日割りによって計算する。
- 5 常勤役員が退任したときは、その日まで報酬を支給し、年度途中から退任した場合の報酬額は、日割りによって計算する。ただし、死亡したときは、その月の報酬月額全部を支給する。
- 6 非常勤役員等に対する報酬は、別表第2に定める金額を評議員会、理事会、監査、その他職務遂行に必要な会議等に出席の都度支払うものとする。ただし、国又は地方公共団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）の身分を有する役員等には支給しない。
- 7 役員等には、役員賞与は支給しない。
- 8 役員等の退職にあたっては、退職手当は支給しない。

(口座振替による支払)

第4条 報酬及び手当は役員等から申出のあったときは、その一部又は全部を口座振替の方法により支払うことができる。

(費用)

第5条 協会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。その額は給与規程の適用を受ける職員の例による。

(公表)

第6条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会の決議による。

附 則

この規程は、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条第2項関係)

常勤役員の報酬

区 分	金 額
報 酬 額	1人あたり年額 3,240,000円 ただし、昭和28年4月1日以前に生まれた者については、 1人あたり年額2,760,000円とする。

別表第2 (第3条第6項関係)

非常勤役員等の報酬

役員等の名称	金 額
評議員	会議等出席の都度1日あたり1人 7,000円
理 事	会議等出席の都度1日あたり1人 7,000円
監 事	会議等出席の都度1日あたり1人 7,000円
顧 問	会議等出席の都度1日あたり1人 7,000円